

独立行政法人農業者年金基金 平成17年度業務実績評価シート

評価指標欄の記号はそれぞれ、大項目◎、中項目○、小項目◇である。

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	評価指標及び評価方法等	事業報告及び特記事項	評価
第1 中期目標の期間 独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。					
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>中項目の総数：5                      評価Aの項目数：5×2点＝10点                      評価Bの項目数：0×1点＝0点                      評価Cの項目数：0×0点＝0点                      合計 10点                      (10/10＝100%)</p> <p>【当該評価に至った理由】                      法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「業務運営の効率化による経費の抑制」、「業務運営の効率化」、「組織運営の合理化」、「業務運営能力の向上等」及び「評価・点検の実施」について評価基準に基づき評価を行った結果、全ての中項目についてA評価となったこと等から、大項目の評価はA評価とする。</p>	A
1 運営経費の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費（年金給付費等を除く。）についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制する。	1 業務運営の効率化による経費の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成14年度比で13%抑制する。また、事業費（年金給付費等を除く。）についても、中期目標期間中に、平成14年度比で13%以上抑制す	1 業務運営の効率化による経費の抑制 一般管理費について、業務の効率化を進め、前年度比3.2%抑制します。事業費（電算システム関係経費を除く。）についても、前年度比で4.4%抑制します。また、新たに実施するダウンサイジン	○1 業務運営の効率化による経費の抑制	<p>項目の総数：2                      評価aの項目数：2×2点＝4点                      評価bの項目数：0×1点＝0点                      評価cの項目数：0×0点＝0点                      合計 4点                      (4/4＝100%)</p>	A

る。  
このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底を図るとともに、一般競争入札の積極的導入、計画的な物資の調達等を行う。

グ等のシステムの開発を含む電算システム関係経費については、繰越分も活用し対前年度比17.9%増の範囲内とします。その結果、事業費については、前年度比1.1%抑制します。

◇一般管理費  
(一般管理費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比)  
a : 削減率の達成度合が90%以上であった  
b : 削減率の達成度合が50%以上90%未満であった  
c : 削減率の達成度合が50%未満であった

【事業報告書の記述】  
一般管理費については、一般競争入札等の実施により経費を節減し、前年度比3.2%の抑制を達成した。

a

◇事業費  
(事業費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比)  
a : 削減率の達成度合が100%以上であった  
b : 削減率の達成度合が70%以上100%未満であった  
c : 削減率の達成度合が70%未満であった

【事業報告書の記述】  
事業費(電算システム関係経費を除く。)についても、前年度比で4.4%抑制し、また、新たに実施したダウンサイジング等のシステムの開発を含む電算システム関係経費については、前年度比17.9%増の範囲内とするなど、経費の節減に努め、その結果、事業費については、前年度比1.1%の抑制を達成した。

a

(単位:千円)

	16年度予算	17年度予算	増減率	17年度実績	増減率
一般管理費	1,533,923	1,484,448	△ 3.2%	1,377,700	△ 10.2%
事業費	2,928,438	2,897,425	△ 1.1%	2,789,128	△ 4.8%
事業費(電算除く)	2,488,467	2,378,765	△ 4.4%	2,348,151	△ 5.6%
電算システム関係経費	439,971	518,660	17.9%	440,977	0.2%

【その他特記事項】  
(参考)

(単位:千円)

	16年度実績
一般管理費	1,437,325
事業費	2,752,397
事業費(電算除く)	2,445,046
電算システム関係経費	307,351

2 業務運営の効率化  
事務書類の簡素化、事務処理の迅速化等により、業務運営を効率化する。

2 業務運営の効率化

2 業務運営の効率化

○2 業務運営の効率化

A

項目の総数: 3  
評価aの項目数: 3 × 2点 = 6点  
評価bの項目数: 0 × 1点 = 0点  
評価cの項目数: 0 × 0点 = 0点

合 計 6点  
(6/6=100%)

(1) 適正かつ円滑な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等は可能な限り簡素なものとする。

(2) 業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、電子化された被保険者情報等の利用により、申出書等の点検・確認、申出書等処理状況の把握等を業務受託機関において可能とするシステムの開発・整備に関する検討を進め、そのようなシステムの積極的な導入を図る。

(1) 基幹業務記録システム（被保険者の資格、保険料の納付及び受給権者の給付の記録等に関する業務）については、ダウンサイジング等のシステム開発を行い、その運用を開始します。

(2) 電子情報提供システム（被保険者名簿等照会システム、申出書作成支援システム及び年金額試算システム）の開発に着手します。

(3) 平成16年度に策定した情報セキュリティポリシーの実施状況の評価を行い、(1)及び(2)の開発に伴う見直しを行います。

◇電算システムの開発・整備（基幹業務記録システムの開発及び運用の開始）  
a：システム開発を行い、運用を開始した  
b：システム開発は行ったが運用開始までには至らなかった  
c：システム開発を行わなかった

（電子情報提供システムの開発の検討及び開発の着手）  
a：システム開発の検討を行い、その開発に着手した  
b：システム開発の検討を行ったが、開発に着手しなかった  
c：システム開発の検討及び開発の着手を行わなかった

（情報セキュリティポリシーの実施状況の評価及び見直し）  
a：セキュリティポリシーの実施状況の評価を行い、システム開発に伴う見直しを行った  
b：セキュリティポリシーの実施状況の評価を行ったが、システム開発に伴う見直しを行わなかった  
c：セキュリティポリシーの実施状況の評価及びシス

【事業報告書の記述】  
基幹業務記録システムについては、ダウンサイジングによるシステム構築要件（開発方法及び入出力装置等）、システム運用要件（運用体制及びセキュリティ等）に基づいてシステム開発を行うとともに運用マニュアルを作成し、平成18年3月よりその運用を開始した。

【事業報告書の記述】  
電子情報提供システムについては、システム構築要件（ネットワーク構成及び電子認証関係等）、システム運用要件（運用体制及びセキュリティ等）の検討を行い、その開発に着手した。  
なお、政府調達手続きに則った一般競争入札により、開発業者を決定することとした。

【事業報告書の記述】  
平成16年度に策定した情報セキュリティポリシーの実施状況の評価のため、外部法人による監査を実施した。  
また、基幹業務記録システム及び電子情報提供システムの開発に伴う見直しについては、基幹業務記録システムの運用を開始したことにより、独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程細則を改正し、当該システムを情報セキュリティポリシーの対象とした。

a

a

a



<p>4 業務運営能力の向上等 職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ円滑に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。</p>	<p>4 業務運営能力の向上等</p>	<p>4 業務運営能力の向上</p>	<p>○4 業務運営能力の向上等</p>	<p>項目の総数：5 評価aの項目数：5×2点＝10点 評価bの項目数：0×1点＝0点 評価cの項目数：0×0点＝0点 合計 10点 (10/10＝100%)</p>	<p>A</p>
	<p>(1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回（過去の実績：毎年度1回）実施する。また、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、それぞれの分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間の機関が主催する研修を活用する。</p>	<p>(1) 農業者年金基金職員 4月及び10月に、新任職員を対象として、農業者年金業務全般についての知識の習得を図るため初任者研修を実施するとともに、年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の専門分野に特化した専門研修を実施します。 また、年金資産の運用に携わる職員については、民間の機関が主催する研修に参加させます。</p>	<p>◇(1) 農業者年金基金職員 (年金業務全般についての知識の習得を図るための初任者研修の実施) a：計画どおり実施された b：一部計画どおり実施出来なかった c：計画どおり実施出来なかった</p> <p>(専門分野についての知識の習得を図るための専門研修の実施) a：計画どおり実施された b：一部計画どおり実施出来なかった c：計画どおり実施出来なかった</p> <p>(年金資産の運用に携わる職員について民間の機関が主催する研修への参加) a：計画どおり実施された b：一部計画どおり実施出来なかった c：計画どおり実施出来なかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、適用・給付業務の内容等に関する研修を実施した。 ・対象職員 22名全員参加</p> <p>【事業報告書の記述】 1 年金資産の運用関係 資産運用の専門家を講師として7月から12月にかけて資産運用の理論等に関する研修を実施した。 ・参加者 延べ112名 2 経営移譲及び経営継承関係 平成18年2月に経営継承の方法等に関する専門研修として「集落営農と農年の関係」及び「担い手と集落営農」をテーマに研修を実施した。 ・参加者 36名</p> <p>【事業報告書の記述】 年金資産の運用に携わる職員について、6月から8月及び11月から1月の間、債券・株式・ポートフォリオ理論等に関する民間機関の通信教育を3名受講させた。また、6月及び10月に公社債の基礎知識等に関する研修を各1名受講、12月に年金資産全般に関する研修を1名受講、3月に諸外国及び日本の最新の年金資産運営等に関する研修を2名受講させた。</p>	<p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>

【特記事項】

独立行政法人の業務評価に携わる職員について、8月に総務省主催の評価・監査業務の基本理念等に関する研修を1名受講させた。

(2) 業務受託機関担当者

業務受託機関担当者については、円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。

- ① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

(2) 業務受託機関担当者

- ① 都道府県段階における業務受託機関（農業会議及びJA中央会）  
ア 5月に、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、17年度に取り組むべき重点事項の説明や事務処理手続きの変更事項等、新たに周知すべき事項を内容とする担当者会議を開催し、当該内容が市町村段階の業務受託機関までの確に周知されるようにします。

- イ 6月に、市町村段階の業務受託機関担当者に対する実務上の円滑な指導が図られるよう、都道府県段階における業務受託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象とする新任担当者研修会を開催します。

◇(2) 業務受託機関担当者

- ① 円滑な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するための都道府県段階における担当者等を対象とする研修等の実施  
a：計画どおり実施された  
b：一部計画どおり実施出来なかった  
c：計画どおり実施出来なかった

【事業報告書の記述】

- 1 5月に、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、平成17年度に取り組むべき、  
○年度計画及び業務実施重点事項  
○加入推進について  
○適用・収納・給付関係事務  
・農業者年金事業事務取扱要領等の改正について  
・旧農業者年金の現況の届出に係る留意事項  
・未分類者に対する区分変更手続きの推進について  
・届出書等の標準処理期間内の処理状況調査の結果について  
・実体を伴った経営移譲を確保するための指導等について  
等を内容とする担当者会議を開催した。  
(参考)  
・参加者 231名  
2 6月に、都道府県段階の業務委託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、  
○農業者年金制度概論  
○加入推進の意義と果たすべき役割  
○年金資産の運用と付利の仕組み  
○農地等貸借事業  
○農家と年金制度及び新農業者年金制度の評価  
等を内容とする新任担当者研修会を開催した。  
(参考)

a

ウ 10月に、5月に開催した担当者会議を踏まえた各県の業務の取組状況及び年度後半に向けての取組方針の把握と、その後の年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るとともに、加入推進活動のより一層の効果的な実施に資する資料や情報の提供を行うブロックを単位とした担当者会議を開催します。

- ・参加者 47名
  - 3 9月末から10月にかけて、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、
    - 加入推進について
    - 年金業務について
      - ・未分類者の状況と保険料の長期未納者等への対応について
      - ・現況届の処理状況と所得名義未変更者の取扱いについて
      - ・処分対象農地等除外申立書の取扱い
      - ・農業を営む者でなくなったことの届の提出時期について
      - ・裁定請求書の返戻率減少の方策について
      - ・電子情報提供システムの整備について
    - 年金資産の運用状況について
    - 個人情報保護法の施行に伴う対応について
- 等を内容とする担当者会議を開催した。  
(参考)  
・参加者 207名

② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、①の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。

② 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及びJA）  
都道府県業務受託機関が実施する市町村段階における業務受託機関実務担当者及び新任担当者を対象とした研修会の内容に応じて、基金役職員の派遣を行います。

- ② 市町村段階の受託機関の担当者等を対象とした研修等  
(研修等実施の指導及び必要に応じて役職員の派遣)
- a : 講師派遣依頼に対する対応割合が90%以上であった
  - b : 講師派遣依頼に対する対応割合が50%以上90%未満であった
  - c : 講師派遣依頼に対する対応割合が50%未満であった

【事業報告書の記述】  
都道府県段階の業務受託機関に対して、5月に開催した担当者会議、6月に実施した新任担当者研修会及び9月末から10月にかけて開催したブロック別担当者会議において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県受託機関が実施する市町村受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に連絡事務所を含む基金役職員を派遣した。  
(参考)  
・派遣依頼件数：114件  
（うち連絡事務所55件）  
・派遣件数：114件  
（うち連絡事務所55件）  
・派遣人数：148名  
（うち連絡事務所59名）  
※連絡事務所の件数は本部との同一派遣4件を含む

【特記事項】  
対応割合100%

5 評価・点検の実施	5 評価・点検の実施	5 評価・点検の実施	○5 評価・点検の実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>項目の総数：2          評価aの項目数：2×2点＝4点          評価bの項目数：0×1点＝0点          評価cの項目数：0×0点＝0点          合計 4点          (4/4＝100%)</p> </div>	A
<p>(1) 業務の執行に当たっては、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(1) 業務の運営、年度計画等の重要事項について意見を聴くため、運営評議会（加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。）を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(1) 9月に業務の運営状況及び平成16年度計画実績等、3月に業務の運営状況及び平成18年度計画等について意見を聴く運営評議会を開催します。</p>	<p>◇(1) 運営評議会の開催          （運営評議会の年2回以上の開催と、意見の業務運営への反映）          a：2回以上開催し、業務運営に適切に反映させた          b：2回以上開催したが、業務運営に適切に反映させなかった又は1回しか開催しなかった          c：開催しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】          9月に農業者年金事業の実施状況、年金資産運用状況、平成16年度業務実績及び評価を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、平成18年度計画、年金資産の運用状況等を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見・問題提起を踏まえ、          ① 幅広く農業者年金制度を周知するため、農業関係新聞3紙において、制度PRを実施          ② 社会保険労務士やファイナンシャル・プランナーによる公的年金の概要説明及び農業者年金の利点を紹介した広報資料による制度普及推進等を行った。</p>	a
<p>(2) 市町村段階の業務受託機関における事務処理については、委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、要件審査等の遂行状況や加入推進活動状況等に重点を置き、各都道府県において2年に1回の割合で計画的に実施する。</p>	<p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村段階の業務受託機関における事務処理についての審査指導について          ① 要件審査等の遂行状況、          ② 加入推進活動状況等を重点に、中期目標期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の都道府県（平成14年度実績14道府県）において計画的に実施する。</p>	<p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、23道県の業務受託機関について審査指導を行います。</p>	<p>◇(2) 審査指導の実施          a：審査指導実施の達成度が100%以上であった          b：審査指導実施の達成度が70%以上100%未満であった          c：審査指導実施の達成度が70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】          委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、23道県の業務受託機関を対象に審査指導を実施した。           （参考）審査指導実施道県          北海道、青森県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、岐阜県、三重県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県</p> <p>【特記事項】          達成度合100%</p>	a



<p>第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>◎第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>A</p> <p>中項目の総数：3          評価Aの項目数：3×2点＝6点          評価Bの項目数：0×1点＝0点          評価Cの項目数：0×0点＝0点          合計 6点          (6/6＝100%)</p> <p>【当該評価に至った理由】          法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「農業者年金事業」、「年金資産の安全かつ効率的な運用」及び「制度の普及推進」について評価基準に基づき評価を行った結果、全ての中項目についてA評価となったこと等から、大項目の評価はA評価とする。</p>												
<p>1 年金給付業務の適切な執行等          被保険者資格の適正な管理等を行い、適切な年金給付を行う。</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>○1 農業者年金事業</p>	<p>A</p> <p>項目の総数：5          評価aの項目数：5×2点＝10点          評価bの項目数：0×1点＝0点          評価cの項目数：0×0点＝0点          合計 10点          (10/10＝100%)</p>												
<p>(1) 被保険者資格の適正な管理          適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させるとともに、被保険者資格区分の変更が見込まれる者に対し、当該変更即した申出書等の速やかな提出を働きかける。</p>	<p>(1) 被保険者資格の適正な管理          ① 農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を行います。また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。</p> <p>② 業務受託機関に対して</p>	<p>◇(1) 被保険者資格の適正な管理          (適切な年金給付を行うため農業者年金被保険者資格記録と国民年金の被保険者記録との突合及び業務受託機関を通じた申出書等の提出の働きかけ)          a：複数回突合を行い、働きかけを行った          b：複数回突合を行たが、働きかけを行わなかった          c：突合を行わなかった</p> <p>(適切な年金給付を行うため</p>	<p>【事業報告書の記述】          農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため、5月及び11月に両記録の突合を実施した。その後、不整合となっている該当者リストを業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。</p> <table border="1" data-bbox="1515 1277 2012 1372"> <thead> <tr> <th></th> <th>5月</th> <th>11月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>5,347</td> <td>4,712</td> <td>10,059</td> </tr> <tr> <td>対象団体数</td> <td>1,137</td> <td>963</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事業報告書の記述】</p>		5月	11月	合計	対象者数	5,347	4,712	10,059	対象団体数	1,137	963	2,100	<p>a</p>
	5月	11月	合計													
対象者数	5,347	4,712	10,059													
対象団体数	1,137	963	2,100													

政策支援加入者の特例保険料に係る資格の喪失等が予め見込まれる者の情報を提供し、特例保険料の資格喪失が生じた場合には、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。

業務受託機関に対して、資格の喪失等が予め見込まれる者を連絡し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけ)

- a : 資格喪失が見込まれる者のリストを作成し、働きかけを行った
- b : 資格喪失が見込まれる者のリストを作成したが、働きかけを行わなかった
- c : 資格喪失が見込まれる者のリストを作成しなかった

政策支援加入者の特例保険料に係る資格要件の喪失が予め見込まれる者のリストを業務受託機関に送付し、該当者から必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう、業務受託機関を通じて働きかけを行った。

(参考)

リスト作成者：5,920人  
リストを送付した業務受託機関：2,405農委

月	17/4	5	6	7	8	9	10
対象者数	487	391	654	390	527	1,116	362
対象団体数	203	188	270	182	211	419	152
月	11	12	18/1	2	3	合計	
対象者数	420	664	291	298	320	5,920	
対象団体数	159	190	133	151	147	2,405	

a

2 手続きの迅速化等

農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申出等ごとの具体的な処理の期間を定め、公表した上で、処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

(2) 申出書等の迅速な処理

提出された申出書等については、極力迅速に処理を行う。

また、申出書等を受け付けてから当該申出等に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を次のように定め、当該標準的な期間を定めた申出書等については、その97%（過去の実績値）以上を当該期間内に処理することとし、その結果について、毎年度公表する。

- ・加入申出書 60日以内
- ・カラ期間該当申出書 60日以内
- ・被保険者証再交付申請書 60日以内
- ・保険料額変更申出書

(2) 申出書等の迅速な処理

① 標準処理期間を定めた申出書等の97%以上を期間内で処理するため、基金に届いた申出書等の電算処理の委託を迅速に行います。

また、不備が発見された申出書等については、補正等が早急に行われる

◇(2) 申出書等の迅速な処理（標準処理期間内での処理）

- a : 標準処理期間内での処理の達成度合が100%以上であった
- b : 標準処理期間内での処理の達成度合が70%以上100%未満であった
- c : 標準処理期間内での処理の達成度合が70%未満であった

（不備のある申出書等の迅速な返戻を行い、返戻件数が減少するよう指導）

【事業報告書の記述】

提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、平成17年8月処理分が97.2%、平成18年2月処理分が97.5%であった。

(参考)

(単位：件、%)

処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a
H17. 8	1,449	1,408	97.2
H18. 2	1,899	1,852	97.5
計	3,348	3,260	97.4

【特記事項】

達成度合100.4%

【事業報告書の記述】

審査の段階で申出書の不備が判明した場合は、原則として審査した翌日には該当受託機

a

a

	<p>60日以内 ・年金・一時金裁定請求書 90日以内</p>	<p>よう業務受託機関へ迅速な返戻等を行い、返戻件数が減少するよう指導します。</p>	<p>a：迅速な返戻を行い、指導を行った b：迅速な返戻を行ったが、指導を行わなかった c：迅速な返戻、指導ともに行わなかった</p>	<p>関に返戻した。 また、返戻件数を減少させる方策として、裁定請求書を提出する際に記載内容や添付書類に漏れがないか等を最終的に確認するためのチェックシートを作成し、業務受託機関に配布・指導した。</p>	
		<p>② 申出書等の処理状況の調査を年2回（8月及び2月）行い、その結果を公表します。 また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を把握し、今後、期間内に処理できるようにします。</p>	<p>（処理された申出書等の処理状況を公表し、期間内に処理できるよう指導） a：申出書等の処理状況の結果を2回公表し、期間内に処理できるよう指導を行った b：申出書等の処理状況の結果を2回公表したが、期間内に処理できるよう指導を行わなかった c：申出書等の処理状況の結果を公表しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】 処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成17年8月分の結果を平成17年9月30日に、平成18年2月分の結果を平成18年3月31日にそれぞれホームページで公表した。 また、期間内に処理できなかったものについては、その原因を整理し、業務受託機関に対し、今後、申出書等の処理に当たっては、審査・確認を適正に行うとともに、届出されたものは早急に処理するよう要請した。</p>	a
<p>3 年金資産の安全かつ効率的な運用 年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>	<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>	<p>○2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>項目の総数：4 評価aの項目数：4×2点＝8点 評価bの項目数：0×1点＝0点 評価cの項目数：0×0点＝0点 合 計 8点 (8/8＝100%)</p> </div>	A
	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、安全かつ効率的に行います。</p>	<p>◇(1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用（年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う） a：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守</p>	<p>【事業報告書の記述】 年金給付等準備金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行った。 ① 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に</p>	a

<p>(2) 資金運用委員会（役員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度4回以上開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p>	<p>(2) 資金運用委員会を5月、7月、10月及び2月に開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。</p>	<p>した運用を行った c：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行わなかった</p> <p>◇(2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 （計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行う） a：計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った b：計画どおりの資金運用委員会の開催、資金運用委員会での運用状況、運用結果の評価・分析のいずれかを行わなかった c：計画どおり資金運用委員会を開催せず、かつ、運用状況、運用結果の評価・分析を行わなかった</p>	<p>よる運用を行った。 ② 受給権者ポートフォリオ基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行った。 ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。</p> <p>【事業報告書の記述】 資金運用委員会を平成17年5月13日、7月28日、10月31日及び平成18年1月31日に開催し、それぞれ、平成16年度、平成17年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行った。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミクス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>◇(3) 年金資産の構成割合の検証及び見直し （資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに必要に応じて見直しを行う） a：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに、必要な場合は見直しに着手した b：資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行い見直しが必要と</p>	<p>【事業報告書の記述】 政策アセットミクスについては、平成17年5月13日の資金運用委員会における検証の結果、策定時の諸条件に構造的な変化はみられず、現行政策アセットミクスを維持することとした。</p>	<p>a</p>

			<p>されたが、見直しに着手しなかった</p> <p>c : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行わなかった</p>		
	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月にホームページで情報を公開します。また、加入者に対し、6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p>◇(4) 運用成績等の情報提供（計画に基づく年金資産の構成割合、運用成績等の情報の公開及び運用結果の通知について）</p> <p>a : 年金資産に関する情報をHP上で公開するとともに加入者に運用結果を通知した</p> <p>b : どちらか一つしか実施しなかった</p> <p>c : いずれも実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>平成16年度、平成17年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平成17年6月27日、7月29日、11月1日及び平成18年1月31日にホームページで公開した。</p> <p>また、加入者に対して、その者に係る平成16年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入の額を平成17年6月27日付で通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p> <p>更に、平成17年度に実施した資金運用に関するアンケート調査の結果について、平成17年11月1日にホームページに掲載したほか、西武鉄道株式に関して、基金が損害賠償請求訴訟を提起したことについて、平成18年1月10日にホームページに掲載した。</p>	a
<p>4 制度の普及推進</p> <p>広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。また、加入者に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>3 制度の普及推進</p>	<p>3 制度の普及推進</p>	<p>○3 制度の普及推進</p>	<p>項目の総数：5</p> <p>評価aの項目数：4×2点＝ 8点</p> <p>評価bの項目数：1×1点＝ 1点</p> <p>評価cの項目数：0×0点＝ 0点</p> <p>合計 9点</p> <p>(9/10=90%)</p>	A
	<p>(1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質についての理解を得るため、業務受託機関における制度説明会等を通じて制度の周知を図る。</p>	<p>(1) 業務受託機関が行う加入対象者名簿に基づく重点対象者に対する制度の周知・普及活動を推進します。</p>	<p>◇(1) 制度の周知（農業者年金制度への理解を得るため業務受託機関等が実施する加入対象者名簿に基づく重点対象者に対する制度の周知・普及活動の推進）</p> <p>a : 実施方針を策定し制度の周知・普及活動を行い、新規加入者数が前年度より5%以上増加した</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>1 業務受託機関における取組</p> <p>市町村段階の業務受託機関においては、加入対象者名簿の作成及び更新を行い、制度を周知すべき対象者を明確にするとともに、その中から政策支援対象者など重点対象者を定めて、研修会、巡回相談会及び戸別訪問等を通じた制度の周知・普及活動を行った。</p> <p>2 基金における取組</p>	b

- b : 実施方針を策定し制度の周知・普及活動を行ったが、新規加入者数は前年度と変わらなかった(増加率:△5%未満~5%未満)
- c : 実施方針を策定し制度の周知・普及活動を行ったが、新規加入者数は前年度より5%以上減少した

1の取組を推進するため、年度当初に「政策支援対象者を重点とした制度の周知」等を内容とした「平成17年度独立行政法人農業者年金基金業務実施重点事項」を定め、それを踏まえた取組方針「平成17年度農業者年金加入推進について」を、5月に開催した都道府県段階の業務受託機関を対象とした担当者会議において示し、周知活動の徹底と市町村段階の業務受託機関への支援・協力を要請した

さらに、9月末から全国6か所で開催したブロック会議では、都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象に各受託機関の活動状況と今後の取組について意見交換して、さらなる制度の周知に向けた推進活動を要請した。

また、基金の取組として、

- ① 担い手育成総合支援協議会の担い手育成・確保運動を通じた制度PRと加入推進活動の要請
- ② 農業共済組織や普及組織等に対する各種制度と連携した制度PRと加入推進活動の要請
- ③ 全国認定農業者サミット、「農山漁村女性の日」記念行事、JA全国女性大会等でのパンフレット配布等による制度PR
- ④ 農業関係三紙への制度の理解促進と加入推進のための広告記事の掲載(3回シリーズのものを2回実施)
- ⑤ 農業関係誌等への制度PRの掲載等を行った。

(参考)

	16年度	17年度	対前年度比
新規加入者数	1,613	1,653	102.5%

(2) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、広報誌等を通じ随時公表する。

(2) 業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成します。

◇(2) 利用者の立場に立った資料の作成

(現場のニーズを踏まえ、業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料の作成・配布)

a : 制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成し

【事業報告書の記述】

業務受託機関等が実施する加入推進対象者への制度の周知・普及活動に必要な広報資料を作成・配布した。

(作成・配布した広報資料)

- ・平成16年度農業者年金の運用状況について(リーフレット)
- ・魅力いっぱい農業者年金(リーフレット)
- ・農業者年金関係用語集(冊子)

a

			<p>配布した</p> <p>b: 制度の周知・普及活動に必要な資料を作成したが、配布しなかった</p> <p>c: 制度の周知・普及活動に必要な資料を作成しなかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農家と年金（プロも認める新農業者年金の有利性）（冊子）</li> <li>・農業者年金を受給するには（パンフレット）</li> <li>・新農業者年金を受給するには（パンフレット）</li> <li>・支給停止除外事由等早見表（カレンダー付下敷）</li> </ul>
	<p>(3) 被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、</p> <p>① 新たに交付する被保険者証に保険料納付の重要性を記載</p> <p>② 6月に「平成16年度運用（付利）結果のお知らせ」を送付する際、保険料納付の重要性を記載した文書を添付します。</p>	<p>（被保険者証に保険料納付の重要性を記載するとともに、付利通知に保険料納付の重要性を記載した文書を添付）</p> <p>a: 被保険者証に保険料納付の重要性を記載するとともに付利通知に保険料納付の重要性を記載した文書を添付した</p> <p>b: どちらか一方しか実施しなかった</p> <p>c: 実施しなかった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>被保険者等に対し老後の生活の安定のためには、保険料の適切な納付が重要である旨を周知するとともに、保険料の適切な収納を図るため、</p> <p>① 新たに被保険者になった者等に対し、老後の安定のためには保険料納付の積み重ねが重要である旨を記載した被保険者証を交付した。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度被保険者証の交付実績：1,687名</li> </ul> <p>② 17年3月末の加入者79,633名に対して17年6月に「平成16年度運用（付利）結果のお知らせ」を送付した際、保険料納付の重要性を記載した文書を同封し、保険料納付の重要性を周知した。</p>	<p>a</p>
<p>(3) 情報の発信源となるホームページについて、掲載される情報を毎月1回以上更新するとともに、内容の充実を図るため、毎年度1回以上見直しを行い、中期目標期間中毎年度平均で18,000件（過去2カ年の平均）以上のアクセス件数となるようにする。</p>	<p>(4) 加入者や受給者の方々はもとより、広く農業者の方々に分かり易いホームページとするとともに、業務受託機関にとって使い易くするために、</p> <p>① 内容の見直し</p> <p>② 毎月更新することによる最新の情報の提供を行うことにより、アクセス件数が18,000件以上となるようにします。</p>	<p>◇(3) ホームページによる情報提供</p> <p>（年1回以上の内容の見直しと情報の毎月1回以上の更新）</p> <p>a: 情報内容の更新の達成度が100%以上であった</p> <p>b: 情報内容の更新の達成度が70%以上100%未満であった</p> <p>c: 情報内容の更新の達成度が70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>ホームページの情報を毎月更新し、加入状況、保険料の運用に関する情報等業務受託機関及び加入者に向けた情報の公開を行った。また、より分かり易いホームページとするため、行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）（平成16年11月12日C10連絡会議決定）に基づき、掲載項目の表示位置はトップページ画面の右側にするとともに掲載情報を容易に検索出来るよう検索機能を設ける等のリニューアルを行った。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新項目数：143回</li> <li>・リニューアル：平成18年3月17日</li> </ul>	<p>a</p> <p>【特記事項】</p> <p>達成度合100%以上</p>

			<p>(18,000件以上のアクセス件数)</p> <p>a: アクセス件数の達成度合が100%以上であった</p> <p>b: アクセス件数の達成度合が70%以上100%未満であった</p> <p>c: アクセス件数の達成度合が70%未満であった</p>	<p>【事業報告書の記述】</p> <p>・アクセス件数: 102,347件</p> <p>【特記事項】</p> <p>達成度合100%以上</p> <p>(参考)</p> <p>○ 月別更新項目数及びアクセス件数</p> <table border="1" data-bbox="1521 388 2021 725"> <tr> <td>月</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>更新項目数</td> <td>34</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>7ヶ化件数</td> <td>9,136</td> <td>9,207</td> <td>11,289</td> <td>7,661</td> <td>7,964</td> <td>7,634</td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>更新項目数</td> <td>7</td> <td>19</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>7ヶ化件数</td> <td>7,288</td> <td>7,455</td> <td>6,825</td> <td>8,391</td> <td>9,303</td> <td>10,004</td> </tr> </table>	月	4	5	6	7	8	9	更新項目数	34	8	8	8	3	14	7ヶ化件数	9,136	9,207	11,289	7,661	7,964	7,634	月	10	11	12	1	2	3	更新項目数	7	19	9	15	7	11	7ヶ化件数	7,288	7,455	6,825	8,391	9,303	10,004	a
月	4	5	6	7	8	9																																									
更新項目数	34	8	8	8	3	14																																									
7ヶ化件数	9,136	9,207	11,289	7,661	7,964	7,634																																									
月	10	11	12	1	2	3																																									
更新項目数	7	19	9	15	7	11																																									
7ヶ化件数	7,288	7,455	6,825	8,391	9,303	10,004																																									

<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資するものとする。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度債権分類の見直しを行うとともに、農地等担保物件の評価の見直しを中期目標の期間の期初及び期中の2回行う等により、</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、貸付金債権の分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。</p>	<p>◎財務内容の改善に関する事項</p> <p>(貸付金債権の管理・回収)</p> <p>a: 債権分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を行った</p> <p>b: 債権分類の見直しを行ったが、これに基づく管理・回収が不十分だった</p> <p>c: 債権分類の見直しを行わなかった</p>	<p>【当該評価に至った理由】</p> <p>法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「財務内容の改善に関する事項」について評価基準に基づき評価を行った結果、大項目の評価はA評価とする。</p> <p>【事業報告書の記述】</p> <p>1 債権の分類見直し</p> <p>すべての貸付金債権について、平成16年度末現在の状況に対応して、債権の分類見直しを行った。</p> <p>2 適切な債権の管理・回収</p> <p>1に基づき、業務委託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な債権の管理・回収を行った。</p>	A
---	---	--	--	--	---



適切な管理・回収を行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項  
独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

◎（長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れ）  
a：極力有利な条件での借入れを行った  
b：極力有利な条件での借入れを行わなかった  
c：不利な条件での借入れを行った

【当該評価に至った理由】

法人からの自己評価をもとに、「長期借入金」について評価基準に基づき評価を行った結果、大項目の評価はA評価とする。

【事業報告書の記述】

法附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金は、法令及び農林水産大臣の要請に従い、極力低利かつ市中金利情勢等を反映した借入れとするため、金利競争入札による極力有利な条件での借入れを行った。

（参考）

（単位：百万円）

借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限
H18.2.9	北洋銀行 東京支店	12,700	0.94%	H23.2.4
H18.3.28	山梨中央銀行	580	1.22%	H23.2.4

・借入時点の長期プライムレート

18年2月：2.0%

18年3月：2.1%

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画（略）

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画（略）

◎第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中項目の総数：1  
評価Aの項目数：1×2点＝2点  
評価Bの項目数：1×1点＝0点  
評価Cの項目数：0×0点＝0点  
合計 2点  
(2/2＝100%)

【当該評価に至った理由】

法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」について評価基準に基づき評価を行った結果、中項目についてA評価となったこと等から、大項目の評価はA評価とする。

A

A

○第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

A

項目の総数：2  
 評価aの項目数：2×2点＝4点  
 評価bの項目数：0×1点＝0点  
 評価cの項目数：0×0点＝0点  
 合計 4点  
 (4/4＝100%)

◇(1) 支出削減の取り組み  
 （事業費及び一般管理費の削減に係る取り組み（支出の削減についての具体的方針及び実績等））

【事業報告書の記述】

一般管理費及び事業費について、一般競争入札等の実施により経費を削減した。

a

(単位：千円)

	16年度実績	17年度実績	増減率
経常費用	4,371,667	4,192,187	△ 4.1%
委託費	2,737,697	2,560,438	△ 6.5%
連絡事務所経費	57,653	59,014	2.4%

a：取組は十分であった  
 b：取組はやや不十分であった  
 c：取組は不十分であった  
 ※なお、本指標の評価にあつては、

注 1 経常費用には年金給付費等は含まない

2 連絡事務所経費は支出ベースである

- ①中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする。  
 ②業務の効率的な運営の観点から、連絡事務所や委託業務の業務実績等を把握した上で評価するものとする。

【特記事項】

- 1 連絡事務所  
 ・業務実績等

連絡事務所	申出書処理件数	講師派遣回数	
北海道	H16	19,105	23
	H17	13,203	39
九州	H16	7,507	16
	H17	10,734	16

・連絡事務所経費が前年度を上回っている

のは、主に昇給、人事異動等による本俸、手当の増である。

2 委託業務  
・業務実績等

	H16	H17	増減
申出書処理件数	117,617	126,696	7.7%
加入者等	777,881	757,481	△2.6%
新制度	80,114	81,713	2.0%
旧制度 (受給権者)	697,767	675,768	△3.2%

注) 各年度末現在

◇(2) 法人運営における資金の配分状況

(人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)

- a : 効果的な資金の配分は十分であった
- b : 効果的な資金の配分はやや不十分であった
- c : 効果的な資金の配分は不十分であった

この場合、農業者年金基金においては法律に基づき業務ごとの区分経理が規定されており、勘定間の流用ができないことに十分配慮して評価するものとする。

【特記事項】

- 1 予算、収支計画、資金計画の計画と実績についての比較は別添参照(詳細については財務諸表を参照のこと。)
- 2 運営費交付金債務の平成17年度末の残高は、618,129千円となっているが、これは、電算システムの開発を効率的に行ったこと等各種の取組により業務の効率化を図り経費を節減したことによるものである。
- 3 旧年金勘定において、経常費用が経常収益を上回っているのは、自己財源(過去に貸し付けた債権の償還等)を旧年金等給付費に充当したためである。また、農地売買貸借等勘定において、経常費用が経常収益を上回っているのは、貸付金等の回収見込み額の減少により、貸倒引当金を繰り入れたためである。

a

第5 短期借入金の限度額

2億円  
(想定される理由)  
運営費交付金の受入

第5 短期借入金の限度額

2億円  
(想定される理由)  
運営費交付金の受入

◎第5 短期借入金の限度額  
短期借入金の借入に至った理由等

(当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、用途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み。借入が

※ 短期借入金については、実績がなかったことから評価の対象外

—

<p>れが遅延</p>	<p>れが遅延</p>	<p>なかった場合は、本項目の評価は行わない。  a：借入に至った理由等は適切であった  b：借入に至った理由等はやや不適切であった  c：借入に至った理由等是不適切であった  当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。</p>	
<p>第6 剰余金の使途</p> <p>(1) 被保険者に対する情報提供の充実  (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実  (3) 電算システムの充実</p>	<p>第6 剰余金の使途</p> <p>(1) 被保険者に対する情報提供の充実  (2) 制度の普及・啓発のための広報活動の充実  (3) 電算システムの充実</p>	<p>◎第6 剰余金の使途  剰余金による成果  (剰余金の使途について、中期計画に定められた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果)  a：得られた成果は十分であった  b：得られた成果はやや不十分であった  c：得られた成果は不十分であった  当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。  (中期計画に定めた剰余金の使途に充てた年度のみ評価を行う。)</p>	<p>※ 剰余金の使途については、実績がなかったことから評価の対象外</p> <p style="text-align: right;">—</p>
<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  職員の人事に関する計画</p>	<p>◎第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中項目の総数 : 1  評価Aの項目数 : 1 × 2点 = 2点  評価Bの項目数 : 0 × 1点 = 0点  評価Cの項目数 : 0 × 0点 = 0点  合 計 : 2点  (2/2 = 100%)  【当該評価に至った理由】</p> </div>

			<p>法人からの自己評価をもとに、法人の中期計画項目である「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」について評価基準に基づき評価を行った結果、中項目についてA評価となったことから、大項目の評価はA評価とする。</p>
		○職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	<p style="text-align: right;">A</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>項目の総数：2          評価aの項目数：2×2点＝4点          評価bの項目数：0×1点＝0点          評価cの項目数：0×0点＝0点          合計 4点          (4/4＝100%)</p> </div>
(1) 方針  職員の採用に当たっては、資金運用体制の充実等を図るため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、適正な人員配置を行う。	(1) 方針  常勤職員数を1名削減します。	◇(1) 職員の人事に関する方針 a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった	【事業報告書の記述】 常勤職員数については、1名削減した。  a
(2) 人事に関する指標 期末の常勤職員数を期初の94.3%とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 87人 期末の常勤職員数の見込み 82人  (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,647百万円	(2) 人事に関する指標 年度末の常勤職員数84人とします。  (参考) 人件費総額見込み 791百万円	◇(2) 人事に関する指標 a：計画どおり順調に実施された b：概ね計画どおり順調に実施された c：計画どおりに実施できなかった  (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合いを評価する。)	【事業報告書の記述】 年度末の常勤職員数を84人とした。  a

[総合評価]

評価に当たっての考え方	評価結果及びその要因等
<p>上記各項目ごとの評価を踏まえつつ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等</li> <li>・中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき実績</li> <li>・予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。</li> </ul>	<p>1 総合評価結果：平成17年度の業務については順調に行われている。(A) (評価に至った理由)</p> <p>(1) 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。</p> <p>(2) 評価結果 大項目の総数：6 うち評価Aの項目数：6×2点＝12点 評価Bの項目数：0×1点＝0点 評価Cの項目数：0×0点＝0点 合計 12点 (12/12＝100%) ・総合評価結果：A</p> <p>2 業務運営に対する主な意見等 全体として順調に業務が実施されていると考えられる。 今後も独法化の趣旨を踏まえ、中期計画に基づいたより具体的な年度計画の策定や、年度計画の達成のみに拘泥することなく、業務への創意工夫、業務プロセスの重視等により引き続き中期計画の達成に向けて業務を実施することが望まれる。 また、業務実績、財務諸表等の作成に当たっては、一般国民にも理解が容易となるよう、より理解しやすい表現ぶりについて引き続き検討することが望まれる。</p> <p>[1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置]について 全体として計画どおり順調に実施されている。</p> <p>① 運営経費の抑制については、一般管理費、事業費ともに、平成17年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されている。 なお、人件費については、国家公務員の給与引下げ率(△0.3%)を上回る給与の引下げ(△0.4%)を行っているが、今後も、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間に於いて、5%以上の削減(現中期目標期間が終了する19年度末までに、少なくとも2%の削減)を実施されたい。</p> <p>② 業務運営の効率化については、ダウンサイジングが終了し、基幹業務記録システムの運用が開始されるなど電算システムの開発・整備について計画どおり順調に実施されている。 今後とも、計画を着実に実施するとともに、実施状況のフォローを確実に行うよう努められたい。</p> <p>③ 組織運営の合理化については、計画どおり1名職員数を削減している。 今後とも、より一層業務運営の効率化に努められたい。</p> <p>④ 業務運営能力の向上等については、計画どおり研修等を行うなど順調に実施されている。 今後とも、計画的に研修等を行い基金職員及び業務受託機関職員の業務運営能力の向上に努めるとともに、業務内容の理解度の確認を行い、次の研修等に活用するなどの創意工夫に努められたい。</p> <p>⑤ 評価・点検の実施については、計画どおり順調に実施されている。 当該項目については、単なる数値目標の達成のみが本来の目的ではないことから、関係部署との密接な連携のもとに業務が円滑に遂行出来るように、また、業務受託機関における適正な業務が行われるよう一層努められたい。</p>

- [2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置] について  
全体として計画どおり順調に実施されている。
- ① 被保険者資格の適正な管理及び標準処理期間内での事務処理については、計画どおり順調に実施されている。  
これらについては農業者年金基金の基幹業務であることから、今後とも、より一層資格の適正な管理、事務処理の迅速化に努められたい。また、今後は、実施状況のフォローを確実に行うよう努められたい。
- ② 年金資産の安全かつ効率的な運用については、計画どおり順調に実施されている。  
今後とも、年金資産の運用に当たっては、安全性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供等に努められたい。
- ③ 制度の普及推進について、各種資料による業務受託機関を通じた制度の周知やホームページ等を通じた情報の提供等により、制度の普及推進が図られている。  
しかしながら、新規加入者数が微増（対前年度比102.5%）にとどまっている現状を踏まえ、制度の普及推進のより効果的・効率的な方法がないか検討を行い、業務受託機関と連携の上、一層、新規加入者数が増加するよう制度の普及推進に努められたい。
- [3 財務内容の改善に関する事項] について  
順調に実施されている。  
計画どおりすべての債権について分類の見直しを行い、管理・回収を行っている。  
今後とも、貸付金債権の適切な管理・回収に努められたい。
- [4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画] について  
全体として計画どおり順調に実施されている。  
予算執行については、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画を達成している。  
なお、業務委託費については業務実績が増加する中で支出の削減が行われており、今後とも、更なる支出削減の取組みを実施されたい。連絡事務所については、業務実績が増加する中で特殊要因もあり、経費が若干増加しているが、農業者年金基金全体では経費は削減されている。今後とも、一層の支出削減の取組みを実施するよう努められたい。
- [5 短期借入金の限度額] について  
17年度は実績がなかったため、評価を行わなかった。
- [6 剰余金の使途] について  
17年度は実績がなかったため、評価を行わなかった。
- [7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項] について  
中期計画及び17年度計画に基づき、1名の職員数の削減を行うなど計画どおり順調に実施されている。  
今後とも、中期計画及び年度計画に定める「職員の人事に関する計画」に基づき適正な人員配置に努められたい。

## 平成17年度予算、収支計画及び資金計画の実績との対比表

## 1 予算及び決算

(単位：百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	211,443	185,364	2,507	2,096	16,873	16,179	192,258	167,234	1,515	2,068
運営費交付金	4,091	4,091	454	454	1,174	1,174	2,368	2,368	96	96
国庫補助金	2,022	1,601	2,022	1,601	-	-	-	-	-	-
国庫負担金	149,422	149,422	-	-	-	-	149,422	149,422	-	-
政府補給金	196	167	-	-	-	-	-	-	196	167
借入金	38,842	13,280	-	-	-	-	38,842	13,280	-	-
保険料収入	15,397	14,673	-	-	15,397	14,673	-	0	-	-
運用収入	243	318	31	41	213	277	-	-	-	-
貸付金利息	211	211	-	-	-	-	407	378	211	211
農地売渡代金等収入	1,005	1,590	-	-	-	-	-	-	1,005	1,590
諸収入	14	10	1	1	2	2	4	3	8	4
農業者老齢年金被保険者経理より受入	-	-	-	-	88	53	-	-	-	-
農地売買貸借等勘定より償還金	-	-	-	-	-	-	1,005	1,590	-	-
旧年金経理より受入	-	-	-	-	-	-	211	193	-	-
支出	194,277	168,831	455	409	1,744	1,583	192,258	166,980	1,530	2,072
業務経費	192,792	167,454	260	242	1,239	1,119	191,549	166,299	1,455	2,007
うち農業者年金事業給付費	222	112	-	-	222	112	-	-	-	-
旧年金等給付費	189,265	164,161	-	-	-	-	189,265	164,161	-	-
還付金	408	391	-	-	208	282	200	109	-	-
年金事業相談等活動費	211	193	-	-	-	-	211	193	-	-
その他の業務経費	2,686	2,596	260	242	721	672	1,662	1,643	44	39
一般管理費	554	502	63	51	162	143	299	288	31	20
人件費	930	876	132	116	343	321	410	394	44	45
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入	-	-	-	-	88	53	-	-	-	-
旧年金業務経理へ繰入	-	-	-	-	-	-	211	193	-	-
旧年金勘定への償還金	-	-	-	-	-	-	-	-	1,005	1,590
旧年金勘定への支払利息	-	-	-	-	-	-	-	-	407	378



## 2 収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
費用	212,447	191,091	2,637	2,810	17,611	21,494	192,075	166,670	532	470
經常費用	209,280	188,524	2,637	2,810	17,611	21,314	188,907	164,284	125	115
人件費	930	870	132	115	343	319	410	391	44	45
業務費	189,695	164,602	268	220	1,212	740	188,170	163,594	44	48
一般管理費	554	449	63	44	162	121	299	270	31	15
減価償却費	48	52	5	5	9	10	28	29	6	7
給付準備金繰入	18,053	22,551	2,169	2,426	15,884	20,124	—	—	—	—
財務費用	3,168	2,383	0	—	0	—	3,168	2,383	407	353
雑損	—	183	—	—	—	179	—	3	—	1
臨時損失	0	0	0	—	0	—	0	0	0	0
収益	211,443	189,792	2,637	2,810	17,611	21,494	191,071	165,380	532	461
運営費交付金収益	4,157	3,756	454	376	1,224	1,045	2,368	2,235	111	100
国庫補助金収入	2,022	1,605	2,022	1,605	—	—	—	—	—	—
国庫負担金収入	149,422	149,422	—	—	—	—	149,422	149,422	—	—
政府補給金収入	196	156	—	—	—	—	—	—	196	156
財源措置予定額収益	38,842	13,280	—	—	—	—	38,842	13,280	—	—
保険料収入	15,302	14,631	—	—	15,302	14,631	—	—	—	—
運用収入	1,229	6,627	155	824	1,073	5,803	—	—	—	—
貸付金利息収入	211	195	—	—	—	—	407	353	211	195
その他の収入	14	43	1	0	2	5	4	36	8	2
資産見返運営費交付金戻入	48	52	5	5	9	10	28	30	6	8
臨時利益	0	24	0	—	0	—	0	24	0	—
純利益	—	—	0	—	0	—	—	—	0	—
純損失	-1,005	-1,299	—	—	—	—	-1,005	-1,291	—	-8
目的積立金取崩額	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
総利益	—	—	0	—	0	—	—	—	0	—
総損失	-1,005	-1,299	—	—	—	—	-1,005	-1,291	—	-8

### 3 資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 分			特例付加年金勘定		農業者老齢年金等勘定		旧年金勘定		農地売買貸借等勘定	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
資金支出	211,509	184,289	2,507	2,024	16,836	15,379	192,047	166,785	1,530	2,055
業務活動による支出	194,277	168,369	455	407	1,657	1,162	192,047	166,702	525	475
投資活動による支出	17,232	15,921	2,053	1,617	15,179	14,217	0	82	0	5
財務活動による支出	0	-	0	-	0	-	0	-	1,005	1,575
資金収入	211,509	185,238	2,507	2,096	16,836	15,838	192,047	167,185	1,530	2,072
業務活動による収入	172,601	171,958	2,507	2,096	16,786	15,838	152,201	152,329	1,515	2,072
運営費交付金による収入	4,091	4,091	454	454	1,174	1,174	2,368	2,368	96	96
補助金等による収入	151,640	151,191	2,022	1,601	-	-	149,422	149,422	196	167
保険料収入	15,397	14,391	-	-	15,397	14,391	-	0	-	-
運用による収入	243	314	31	40	213	273	-	-	-	-
農地売渡代金等収入	1,005	1,590	-	-	-	-	-	-	1,005	1,590
貸付金利息収入	211	211	-	-	-	-	407	377	211	211
その他の収入	14	170	1	0	2	0	4	162	8	8
投資活動による収入	0	0	0	-	0	-	1,005	1,575	0	-
財務活動による収入	38,842	13,280	0	-	0	-	38,842	13,280	0	-
借入金による収入	38,842	13,280	0	-	0	-	38,842	13,280	0	-
前年度からの繰越金	65	-	0	-	50	-	0	-	15	-